

「南砺市学校体育施設使用料条例の一部改正（案）」のパブリックコメントの募集について

この度、「南砺市学校体育施設使用料条例の一部改正（案）」がまとまりましたので、これを公表し、市民の皆さんから広く意見を募集（パブリック・コメント）いたします。

1 目的

災害時に避難所として活用される学校施設の避難所機能を強化するため、南砺市立井波中学校体育館に空調設備を設置しました。これに伴い、井波中学校体育館冷暖房設備使用料を設定し、学校施設開放利用時に冷暖房設備使用料を徴収するため、条例を一部改正するものです。

2 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ・市内の事務所又は事業所等に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・その他条例改正に利害関係を有する方

3 条例案が御覧いただける場所

- ・市ホームページ
- ・各市民センター、中央図書館及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー

4 募集期間

- ・令和8年3月17日（火）から令和8年3月26日（木）まで

5 募集方法

- ・市ホームページ
- ・各市民センター、中央図書館及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー

6 意見の提出方法及び提出先

住所、氏名及び連絡先を明記の上、郵送、ファックス又は電子メールでお送りいただくか、最寄りの市民センターへ提出してください（※様式は自由です。）。

〈郵便〉〒939-1692

南砺市荒木1550番地 南砺市役所 教育総務課学務係

「南砺市学校体育施設使用料条例の一部改正パブリックコメント募集」宛て

〈ファックス〉 0763-52-6350

〈電子メール〉 市ホームページの「南砺市学校体育施設使用料条例の一部改正（案）パブリックコメント募集」ページ下、ご意見の提出欄の「教育総務課パブリックコメントの募集」ボタンを押し、フォームにご意見を入力し、送信してください。件名を「南砺市学校体育施設使用料条例の一部改正（案）パブコメ」としていただき、内容欄に直接ご意見を入力してください。

7 その他

提出された御意見は、内容を簡潔にまとめ、意見に対する市の考え方を付して、市ホームページ及び各市民センター等の情報公開コーナーで公表します。

※ 意見提出者の氏名など個人情報に関することは非公開とします。

お問い合わせ先：南砺市 教育部 教育総務課 学務係 電話0763-23-2012

南砺市学校教育施設使用条例の一部改正（案）について（概要）

1 改正の理由

災害時に避難所として活用される学校施設の避難所機能を強化するため、南砺市立井波中学校体育館に空調設備を設置しました。これに伴い、井波中学校体育館冷暖房設備使用料を設定し、学校施設開放利用時に冷暖房設備使用料を徴収するため、条例を一部改正するものです。

条例を一部改正することについて、パブリックコメントにより意見を募集します。

2 改正の内容

別表に（3）冷暖房設備使用料金表を追加する。

- ・井波中学校体育館 1時間 2,000円
- ・1時間に満たない場合は、1時間とする。

3 施行年月日

令和8年7月1日から施行します。

意見提出者の氏名など個人情報に関することは非公開とします。

議案第 号

南砺市学校教育施設使用条例の一部改正について（案）

南砺市学校教育施設使用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 年 月 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市学校教育施設使用条例の一部を改正する条例

南砺市学校教育施設使用条例（平成16年南砺市条例第89号）の一部を次のように改正する。

別表に次の表を加える。

(3) 冷暖房設備使用料

施設名		単位	金額（円）
井波中学校	体育館	1時間	2,000

備考 1時間に満たない場合は、1時間とする

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

南砺市学校教育施設使用条例新旧対照表（案）

現行							改正案							備考		
別表(第4条関係)							別表(第4条関係)									
(1) 教育施設使用料							(1) 教育施設使用料									
施設名		基本使用料(円)					施設名		基本使用料(円)							
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間			全日	午前	午後	夜間	昼間		昼夜間	全日
		9時か ら12 時まで	13時 から1 7時まで	18時 から2 1時30 分まで	9時か ら17 時まで	13時 から2 1時30 分まで	9時か ら21時 30分ま で			9時か ら12 時まで	13時 から1 7時まで	18時 から2 1時30 分まで	9時か ら17 時まで		13時 から2 1時30 分まで	9時か ら21時 30分ま で
学校	バドミン トンコー 館 ト1面当 たり	620	830	730	1,460	1,570	2,200	学校	バドミン トンコー 館 ト1面当 たり	620	830	730	1,460		1,570	2,200
その他の学校 施設		1,570	2,090	1,880	3,660	3,980	5,550	その他の学校 施設		1,570	2,090	1,880	3,660		3,980	5,550
備考 利用時間の短縮を理由として、使用料は、減額しない。							備考 利用時間の短縮を理由として、使用料は、減額しない。									
(2) 夜間照明施設使用料							(2) 夜間照明施設使用料									
施設名	区分	単位	金額(円)				施設名	区分	単位	金額(円)						
福野小学校	全面	1時間	520				福野小学校	全面	1時間	520						
井波中学校	全面	1時間	1,040				井波中学校	全面	1時間	1,040						

	半面	1時間	520
城端小学校	全面	1時間	520
城端中学校	全面	1時間	520
福光南部小学 校	全面	1時間	520
福光東部小学 校	全面	1時間	520
福光中学校	全面	1時間	520

備考 1時間に満たない場合は、1時間とし、原状回復
時間も時間内とする。

	半面	1時間	520
城端小学校	全面	1時間	520
城端中学校	全面	1時間	520
福光南部小学 校	全面	1時間	520
福光東部小学 校	全面	1時間	520
福光中学校	全面	1時間	520

備考 1時間に満たない場合は、1時間とし、原状回復
時間も時間内とする。

(3) 冷暖房設備使用料

施設名		単位	金額(円)
井波中学校	体育館	1時間	2,000

備考 1時間に満たない場合は、1時間とする。

料金表の追加